

塵芥車（パッカー車）売却仕様書

1 売却車両・仕様

登録番号	栃木88は190
登録年月日	平成8年3月
種 別	普通
用 途	特殊
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	塵芥収集車
車台番号	AKR66E-7742233
型式	KC-AKR66EP
原動機の型式	4HF1
乗車定員	3人
車両重量	3,740kg
車両総重量	5,435kg
長さ	472cm
幅	169cm
高さ	238cm
総排気量	4.77 ^{リットル}
燃料の種類	軽油
自動車検査証有効期限	なし
ミッション	MT
ハンドル	右
車体の色	水色
走行距離(令和7年2月14日現在)	277,337km（令和7年3月末現在）

2 特記事項

- (1) 引渡し後、速やかに車両の左右ドアの文字表示（真岡市）、車両後部の真岡市章について、撤去及び消滅させること。本塵芥車（パッカー車）売却仕様書 3 ページ、4 ページ掲載写真参照。
- (2) 保管場所は屋外、車検なし、スペアタイヤ使用不可。
- (3) 真岡市は売却車両について瑕疵担保責任を負わない。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても真岡市は一切の責任を負わない。
- (4) 引渡した車両はいかなる理由があっても返品・交換はできない。
- (5) 売却車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等がある。
- (6) 売却車両については、道路運送車両法にもとづき登録・変更等の手続きを行い、手続き完了後、真岡市に証明書等の写しを提出すること。申請に必要な書類は買受人がすべて用意するものとし、諸費用についても買受人の負担とする。
- (7) 売却車両の搬送については買受人の責任のもとで行い、搬送等に係る手続き及び費用（保険等含む）についても買受人が負担するものとする。また、引取り日時及び具体的な搬送方法については真岡市と事前に協議すること。なお、搬送に際して発生した事故について、真岡市は一切の責任を負わない。
- (8) 車両引渡し時に受領書を提出すること。
- (9) その他記載のない事項においては、別途協議を行うものとする。

3 引渡す物品

- (1) 売却車両本体
- (2) 売却車両の付属品（積載されている全てのものを含む）
- (3) 売却車両に係る鍵類
- (4) 売却車両に係る車検証、自賠責保険証明書、リサイクル券
- (5) 売却車両に係るその他書類等

4 売却車両の写真

① 前面



② 後部 (*「真岡市市章」削除)



② 運転席側側面



※ 「真岡市」削除



③ 助手席側側面



※ 「真岡市」 削除



⑤ 後部シャッター開放



⑥ 車両メーター



⑦ スペアタイヤ（使用不可）



⑧ 車内運転席・助手席

